

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（同）…二
- 建築基準法による道路位置の指定……………（同）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部業務課）…四
- 森林法第百八十九条の揭示（二件）……………（産業労働局農林水産部森林課）…四
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…六

告示

○市街地再開発組合の理事長の住所変更……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（同）…八

●東京都告示第百三十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年二月十六日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ナカ住宅
- (二) 代表者氏名 代表取締役 中島 健一
- (三) 主たる事務所の所在地 杉並区高円寺北二丁目八番一号
- (四) 免許証番号 東京都知事(9)第四一九二八号
- (五) 免許年月日 平成二十四年七月九日

●東京都告示第百三十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十七年二月十九日 午後三時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社コア・コーポレーション
- (二) 代表者氏名 代表取締役 亀田 浩仁
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区新宿三丁目二十一番一号 日銀物産ビル二階
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八五六五六号
- (五) 免許年月日 平成二十三年三月十七日

●東京都告示第百三十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき大崎駅西口南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称 大崎駅西口南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十一年一月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区大崎二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川三丁目二十番九号

平成二十一年一月二十一日

五 変更の内容

事務所の所在地を品川区大崎三丁目六番二十一号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年二月六日

●東京都告示第百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十六年十二月二日
武蔵村山市榎三丁目二番三及び同番四の各一部、同番四地先、同番八の一部、同番十一並びに

延長
五二・三〇
幅員
五・〇〇

五十四番一、

同番二、同番四、同番六、

六十二番十三、

同番十四の各一部、同番十四地先並びに

七十九番二及び同番八から

同番十一までの各一部

●東京都告示第百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十六年十二月二日
武蔵村山市三ツ橋一丁目百十番六の一部、同番七の一部及び同番十三の一部

延長
二三・五〇
幅員
五・〇〇

●東京都告示第百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)

第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十六年十二月九日
福生市大字熊川字東四百九十番四、同番十、同番十九、四百九十一番一、四百九十一番二十の一、四番二十一、四番三十七及び同番三十八

延長
三二・〇二
幅員
四・一八

同右

平成二十六年十二月二日
西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字狭山百七

延長
二二・四六
幅員
四・〇〇

●東京都告示第百四十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日

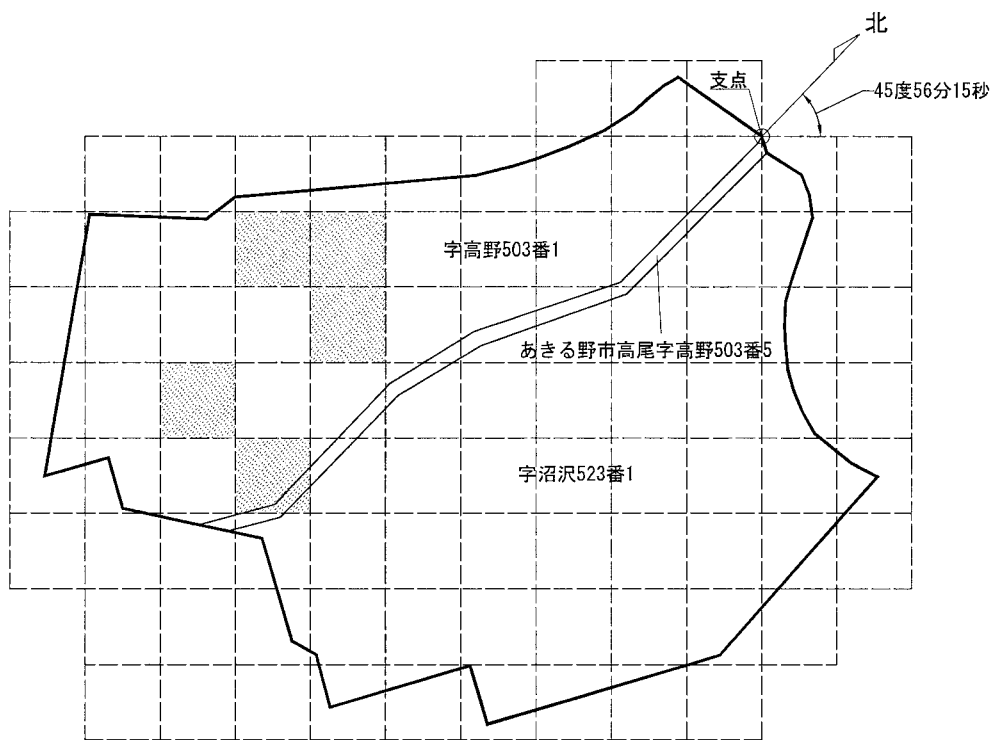
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(あきる野市高尾字高野及び同市高尾字沼沢地内)





二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界線
-  調査対象地

〈支店〉

支店は、あきる野市高尾字高野503番5の最北端とする。

〈格子の回転角度:45度56分15秒〉

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百二十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 一 (三)フルオロフェニル)プロパン-二
ーアミン(通称名三FMP)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第十三号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十七年二月九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第四百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市乙津字入ノ沢一〇六二番	岡崎 洋子	あきる野市役所
西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢塔ノ入四八五三番一	久保田 昭夫	日の出町役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施設要件については、平成二十六年東京都告示第千六百七号のとおり。

●東京都告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を

変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市乙津字阿寺沢九三一番イ、同番口、九三二番	岡崎 洋子	あきる野市役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施設要件については、平成二十六年東京都告示第千六百八号のとおり。

●東京都告示第四百四十五号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 舛 添 要 一

工事の種類	港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事		新木場公園整備工事	晴海ふ頭公園ほか九公園維持工事	漂流物の除去その他の水面清掃のための工事
工事の名称	青海中央ふ頭公園整備工事	新木場公園整備工事	晴海ふ頭公園ほか九公園維持工事	東京港湾湾区域の内水面清掃工事	
工事の実施された場所	一 江東区青海四丁目	二 江東区新木場二丁目	一 大田区城南島四丁目 二 中央区晴海五丁目 三 江東区豊洲二丁目 四 港区海岸三丁目 五 港区港南五丁目 六 品川区八潮二丁目 七 江東区青海四丁目 八 江東区有明四丁目 九 江東区青海三丁目 十 江東区新木場二丁目 新木場公園	東京港湾湾区域	
工事の完了した日	平成二十六年三月三十一日	同日	同日	同日	
工事に要した費用	二、一三〇、八四五円	九六、〇〇九、五〇二円	同日	一三六、八四三、八三円	
負担区域	東京港湾地区	同右	同右	東京港湾湾区域及び東京港湾地区	
工事費に對する負担の割合	四分の一	八分の一	四分の一	五分の一	
当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の合計面積	七、九二二、二六九平方メートル	七、三〇八、三六九平方メートル	同日	一四、二二五、〇六四平方メートル	

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人風の子会
- 三 代表者の氏名
佐野 靖子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都葛飾区西水元五丁目十一番三号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、葛飾区内に在住、または在学する障害児に對して、地域での生活を支援し、集団活動・生活指導・療育指導を通して自立に向けての社会性を養うための、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業を行い、また、障害者福祉に関する普及・啓発または政策への提言に関する事業を

行うことにより、心身障害児(者)福祉活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人動物実験の廃止を求める会

三 代表者の氏名
長谷川 裕一

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区桜丘町二十九番三十一号 清桜ハイソウ

○四

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の者に対して、動物実験の廃止と動物の権利擁護に関する事業を行ない、社会的弱者である動物の命が尊重され人間と動物が共存できる真に心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワーカーズいきいきサポート

三 代表者の氏名
菊地 智恵

四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区鹿骨四丁目九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者の方等が家に閉じこもりがちになる環境のなか、少しでも外出を容易にするため、特に外出時のサポートを中心に活動することに重点を置き、なおそれに留まらずに地域の福祉活動に関する事業を行い、もって、誰もが自らの意思で主体的に生活し、生きがいに満ちた明るく活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

三 代表者の氏名
林 恵子

四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区大手町二丁目六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、おもに児童養護施設の子ども、職員等を対象に、社会への自立支援事業、コンサルティング事業、イベントの業務代行事業等を通して支援を行うと共に、広く企業、学校、地域社会に働きかけ、社会全体の支援を施設に繋ぐ架け橋となることで、青少年がより自分らしく生き、したい仕事や活動ができ、元気で、夢と希望と生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、社会全体に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本カンボジア開発振興協会

三 代表者の氏名
牛嶋 英輔

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋茅場町三丁目十三番六号 第二日

高ビル七階 株式会社サファリ内

五 定款に記載された目的

この法人は、カンボジアにおけるアグリビジネス(農の第6次産業化)に関わる様々な活動を実施・推進・支援する協会であり、その活動を通じてカンボジアの農業技術の向上、日本とカンボジアの交流およびパートナーシップの強化を促し、日本とカンボジアの相互の発展に寄与する事、ならびにカンボジアの人々の生活向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年二月六日

一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人無声映画を守る会</p> <p>三 代表者の氏名 松岡 一子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目五番二号 三〇五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民全てに対して、無声映画上映・講演等に関する事業を行うことにより、トーキー(有声映画)が上映されるようになる以前庶民の「娯楽の王様だった」無声映画の価値を再確認してもらい、この法人が保存する無声映画フィルムを修繕・保存、改めて普及することによって、地域文化の保存及び芸術の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いづみ</p> <p>三 代表者の氏名 清水 道子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東村山市柴町一丁目三十七番二十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、地域環境における福祉、社会教育、および地域福祉意識の向上や改善に取り組み市民を支援すると共に、これらに関する事業を行い、福祉活動団体および行政組織や企業と新たなパートナーシップを築くことを</p>	<p>通じて、市民主体による開かれた公共社会を実現し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートステーション輪</p> <p>三 代表者の氏名 相川 洋子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本駒込六丁目十五番九号 六義園マンション三〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は身体的にも知的にも障害をもつ乳児・幼児・児童・その他を対象として、集団生活を可能にし、スムーズに社会生活を営めるように指導訓練することを目的とする。又、障害の有無に関係なく、子育てしている親が安心して相談が出来るき、一時保育や放課後事業を利便して気持ちを取りフレッシュする時間を持つことで、親と子を共に支える支援やその他地域のサポートを必要とする人たちなどの支援を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>三 代表者の氏名 山口 勉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区南大泉一丁目三十三番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、薬剤師やその他従業員、学生、市民に対して、シミュレーション講習や講義等の研修に関する事業を行うことにより、薬局等の質や利用価値を高め、地域の災害、救急、緊急時の対応、危機管理の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ネクストステージ・プロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 丸山 朋子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区西池袋一丁目十六番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、演奏の場を求める若い音楽家へ演奏の機会を提供すると同時に、生演奏を聴く機会のない人々に対して生演奏の魅力を伝え、両者をつなげることで、音楽の普及を目指す。また、音大生、音大卒業生の能力を活かした労働者派遣事業を始めとした就労支援を通じて、音楽業界の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人薬剤師緊急対応研修機構</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人</p>

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により目黒駅前地区市街地再開発組合から
理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二
項の規定により公告する。
平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 氏名

伏見 省三

二 住所

品川区上大崎四丁目一番一―二二〇五号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて
平成二十七年二月六日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 株式会社ルミネ立川店

二 店舗所在地 立川市曙町二丁目一番一号

三 設置者名 株式会社ルミネ

四 意見

ア 聴取者 立川市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年一月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年二月六日から同年三月六日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に
供する。
平成二十七年二月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)大泉学園駅北口地区商業施
設

イ 店舗所在地 練馬区東大泉一丁目六百番

ウ 設置者名 大泉学園駅北口地区市街地再開発組
合

(二)ア 店舗名 オーケー国分寺店

イ 店舗所在地 国分寺市本多二丁目三番一号

ウ 設置者名 オーケー株式会社

(三)ア 店舗名 秋葉原ラジオ会館

イ 店舗所在地 千代田区外神田一丁目十五番十六号

ウ 設置者名 株式会社秋葉原ラジオ会館

(四)ア 店舗名 イオン昭島ショッピングセンター

イ 店舗所在地 昭島市大神町字古新田八百八十九番
地二ほか

ウ 設置者名 イオンリテール株式会社

(五)ア 店舗名 ダイエー国立店

イ 店舗所在地 国立市富士見台一丁目十二番地の四

ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

(六)ア 店舗名 伊野ビル

イ 店舗所在地 多摩市貝取一丁目六十五番地一

ウ 設置者名 伊野 英三

(七)ア 店舗名 西友江戸川中央店

イ 店舗所在地 江戸川区中央一丁目七番十四号

ウ 設置者名 三井住友トラスト・パナソニックフ
ァイナンス株式会社

(八)ア 店舗名 株式会社高島屋日本橋店

イ 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号

ウ 設置者名 株式会社高島屋

二 東京都の意見の概要

(一) 概要 一(一)から(八)までの店舗に係る届出に
ついては、区市の意見に配慮すると
ともに大規模小売店舗立地法第四条
に基づく指針を勘案し、総合的に判
断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十七年一月二十二日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間 平成二十七年二月六日から同年三月
六日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例(平成元年東京都条例第
十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行 東京都 都 本号
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 定 価 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)